

食物アレルギー連絡票

秋田県立保呂羽山少年自然の家

★本票は、正案（利用期日 2 週間前提出）に添付してご提出ください。

利用年月日	年	月	日	～	年	月	日
団体名	Tel		当該者氏名	ふりがな	男・女		

※個人名は食堂で弁当等に表示して、他と区別するためだけに使用します。

【アレルギー対象食品・食材名】具体的に

例：卵、えび、魚卵 等

【アレルギーの程度】

例：卵（生は不可だが加熱すれば可、すべて不可、衣についている程度なら可 等）

【症状】

例：湿疹がでる、吐き気がする 等

- 過去にアナフィラキシーショックを発症したことがありますか。
☐ 発症あり ☐ 発症なし
- エピペン、常備薬の持ち込みはありますか。
☐ エピペンあり ☐ 常備薬あり ☐ どちらもなし

【家庭や学校での対応の状況】

例：卵（全て食べさせていない、加熱して食べさせている、デザートは食べさせている 等）
エビ（エビ自体はもちろん、エビを揚げた油やエビのエキスが入ったスープも食べさせていない 等）

【その他連絡事項等】

※ご家庭で使用している食品、調味料等があれば教えてください。

※ 裏面（2枚目のシート）も必ずご記入ください。

食物アレルギー対応についての留意事項

秋田県立保呂羽山少年自然の家

当所では、事前のお申し出があった場合、食物アレルギーに関してできる限りの対応に取り組んでおりますが、アレルギー物質を完全に除去することはできません。

下記のような場合は、当所は責任を負いかねますので、ご了承ください。

記

【留意事項】

- 同一厨房内での食材の調理や、調理機器・食器用洗浄機器を共通で使用するにより、調理過程において微量のアレルゲン含有成分が二次的に混在する場合がございます。
- 卵、エビなどの単一の原材料ではなく、当所の契約業者が調理していない加工食品や調味料等に含まれる成分については、表示義務がないため確認できない場合があります。
- アレルギーの程度や調理方法等による摂取可否にかかわらず、アレルギー食材を含む食品を除去することがあります。
- 申告いただいたアレルギー食品に誤りがあった場合は責任を負いかねます。
- その他、一般的な食物アレルギー対応基準に照らし、予見困難なアレルゲンの混入があった場合は対応できかねる場合がございます。

以上の理由によりアレルギー物質の完全除去をお約束することができないため、アレルギー症状が重篤な場合（アナフィラキシーショックや呼吸困難など）はやむを得ずお断りすることもございますのであらかじめご了承ください。

万が一アレルギー症状を発症された場合、当所では責任を負いかねます。

上記のことに同意します。

年 月 日

署名：

☐ 本人 ☐ 保護者

※ご心配な点があれば、担当までご連絡ください。（TEL 0182-26-6011）